

提 供 年 月 日	令和 7 年 1 月 24 日
担 当 部 課	健康福祉部こども家庭局こども課
担 当 者	浅田・村上
連絡先電話番号	077-587-6052

第三期野洲市子ども・子育て支援事業計画（案）に係る パブリックコメントの結果について

1. 閲覧及び意見募集期間

令和 6 年 12 月 2 日（月）～令和 6 年 12 月 27 日（金） 26 日間

2. 閲覧場所

市役所こども課、市役所本館情報公開コーナー、野洲図書館、各コミュニティセンター、
人権センター、市民交流センター、野洲市子育て支援センター

※市ホームページでも閲覧可能

※コミュニティセンターきたのは改修工事中のため除く。

3. 意見提出件数

4 件（1 名）

4. 意見の内容及び市の考え方

	意見概要	意見に対する市の考え方	計画頁
1	「家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実」「情報教育の推進」に関しては、市内の不登校児童にまったく支援が行き届いていない、と感じています。 全国的に見て、中学生の不登校の原因に「学習についていけない」という理由が上位にあがってきています。 せっかく G I G A スクール構想でタブレットが一人一台支給されているのですから、A I ドリルによる「その子どもの進度にあった学習」など、もっと積極的に活用していただきたいです。不登校の子どもには段階があり、生きる力そのものが落ちている子どもに学習を勧めるべきではないと思いますが、せめてご家庭に「こんな学習方法がある」という情報にアクセスできる周知をお願いしたいです。	ご意見は関係する部署とも共有し、事業実施の参考といたします。	23、64、69

	また、地方自治体でもオンライン登校、メタバース登校を独自に進めている自治体も増えてきています。全ての子ども達に、その形態が合うわけではありませんが、感覚過敏、場面緘黙、HSC 気質を持つ子どもなど、その子どものもつ特性に合う、多様な学びの機会を保障していただきたいです。		
2	「こころの教育相談事業の充実」「適応指導教室の充実」に関して、民間、医療、福祉、学校現場との情報共有をもっと積極的に推し進めていただきたいです。 ・チーム学校 ・トライアングルプロジェクト と多くの取り組みがありますが、野洲市では全く十分ではありません。「情報共有を進める」にあたって問題となるのが守秘義務との兼ね合いです。以前、湖南病院と情報共有のための連携協定を結んだと聞いていますが、もっと推し進めていただき、本来は「連携」や「情報共有」には向かない文化だった学校教育現場の先生方が安心して情報共有できる仕組み作りからお願いしたいです。 今や、不登校支援は、学校現場だけで対応したり、公的機関だけで対応するには数が増えすぎていて、圧倒的に人的パワーが足りません。場合によっては地域の人材を活用したり、学校外の居場所をもっと増やし、福祉・医療と連携することで専門的知識からのアドバイスをもったり、地域全体の取り組みとして対処していく取り組みを希望します。	ご意見は関係する部署とも共有し、事業実施の参考といたします。	24、72
3	保護者支援に関して 日本 LD 学会第 32 回大会、第 33 回大会でも発表させていただきましたが、 ・保護者が育児について適切な知識を得ること ・保護者が保護者同士のつながりを得ること、は保護者の子どもへの養育行動が適切になる、というデータが出ています。 保護者が「なぜこの子どもはこんなに問題行動が多いのだろう」と思っていると、子どもへ	ご意見は関係する部署とも共有し、事業実施の参考といたします。	25、74

	の不適切行動（怒鳴ったり、叩いたり、延々と叱ったり、暴言を吐いたり、など）が増えます。保護者自身が子どもの行動の意味を理解し（発達障害について正しい理解を得たり、不登校の背景について勉強したり）保護者同士が親の会活動で愚痴を吐き出しあうことでストレス減少につながると、結果的には子どもへの福祉が保証されます。 もっと保護者がアクセスしやすい勉強会、ペアレントトレーニングなどの機会を増やしていただきたいです。またペアレントメンターももっと積極的に活用できるようにお願いしたいです。		
4	こども政策全体に関して 令和5年度より、こども家庭庁により、こども基本法が制定されています。 データ、統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善を行っていくことが勧められています。 ・ M-CHAT ・ PARS-TR ・ CLASP などのアセスメントツールが提唱されていますので、「支援員の勘」「経験」などに基づくことを前提とした仕組みは改善いただきたいです。 また、地方自治体の支援体制整備の最初の一步として、充足していること、足りないこと（課題）を点検し明確化するためのツールとして、Q-SACCS が推奨されています。ぜひ活用いただき、「雰囲気」ではない子ども支援を実現していただきたいです。	計画の進行管理においては、こども基本法に基づくこども大綱に則して、エビデンスに基づき多面的に施策を立案し、評価し、改善していきます。 またツールの活用に関して、関係する部署とも共有し、事業実施の参考といたします。	77